

中部農業経済学会会則

(総則)

第 1 条 この学会は中部農業経済学会(英文名: The Rural Economics Society in Chubu District)と称する

第 2 条 この学会の事務所は、理事会において配置場所を決定し、庶務担当常任理事がこれを統括する。

第 3 条 この学会は農業生産や農村生活、農産物の流通・加工・消費並びに地域資源管理に関する社会経済的調査研究の発達を図り、もって中部地区の農業の発展と住民生活の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この学会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会・座談会・講演会等の開催
- (2) 学術雑誌『農業・食料経済研究』等の発行並びに情報の交換
- (3) その他必要な事業

(会員)

第 5 条 この学会の会員は、この学会の趣旨に賛同する者とする。また本学会の趣旨に賛同し、本学会の事業を賛助する機関・団体を賛助会員とすることができる。なお、本学会は理事会の承認を得て名誉会員をおくことができる。

(役員)

第 6 条 この学会に次の役員を置く。

- (1) 理事若干名(内理事長 1 名・副理事長 1 名・常任理事若干名)
- (2) 監事若干名
- (3) 役員は総会において会員の内から選任する
- (4) 理事長及び副理事長、常任理事は理事の内から互選する
- (5) 各県には県幹事若干名を置き理事の内から選任する(ただし北陸地区では 3 県まとめて 1 名の県幹事を選任する)

第 7 条 役員の任期は 2 ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

第 8 条 理事長は学会を代表し会務を統括する。

- (1) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合は職務を代理する。
- (2) 常任理事は会務の執行に当たり、内 1 名を庶務担当常任理事とする。

(3) 監事は会計の監査に当たる。

(4) 県幹事は会務の円滑な執行のため県内会員の連絡調整に当たる。

第 9 条 この学会に編集委員会を置く。

- (1) 編集委員会は『農業・食料経済研究』の編集の責任を持つ。
- (2) 編集委員会委員長は理事の互選とし、その他の編集委員の選任は理事長及び編集委員会委員長に一任する。
- (3) 編集委員は若干名とし、任期は 2 ヶ年、再任は妨げないものとする。

(事務局員)

第 10 条 この学会に事務局員若干名をおく。

- (1) 事務局員は理事会の承認を経て理事長が任命する。
- (2) 事務局員は会務に従事する。

(会議)

第 11 条 この学会は毎年 1 回総会を開く。次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 会則の変更
- (4) 解散
- (5) その他重要な事項

第 12 条 総会及び理事会は理事長が召集する。

第 13 条 総会及び理事会の議決は、出席者の過半数を持って決める。

(会計)

第 14 条 この学会の経費は、会費・寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。会費は正会員 1 人年額 3,000 円、学生会員 1 人年額 2,000 円とし、賛助会費は 1 機関年額 10,000 円とする。

第 15 条 この学会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(改正)

第 16 条 本会則の改廃は、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(附則)

この会則は 2007 年 6 月 23 日に改正し、同日施行する。